

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第 295 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 5 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ上曽根

北九州市小倉南区上曽根新町 3 1 6 番 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町 6 番地

代表取締役 矢部延弘

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町 6 番地

代表取締役 秋吉 満

(2) 変更後

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町 6 番地

代表取締役 矢部延弘

4 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 4 年 5 月 9 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 9 月 1 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 9 月 1 6 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見